

四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 8 号

四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

四日市市母子保健法施行細則（平成 2 0 年四日市市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(養育医療の給付申請)</p> <p>第 2 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請（第 4 条に規定する申請を除く。）は、養育医療給付申請書（新規・継続）（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>医療保険各法（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）をいう。以下同じ。）に係る未熟児の被扶養者証等（当該未熟児が当該医療保険各法の被扶養者等である場合に限る。）</u></p> <p>(4) <u>養育医療給付事業寡婦（夫）みなし適用申請書（第 3 号様式の 2））（別表備考 9 (1) から (3) までのいずれか</u></p>	<p>(養育医療の給付申請)</p> <p>第 2 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請（第 4 条に規定する申請を除く。）は、養育医療給付申請書（新規・継続）（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>未熟児の属する世帯の所得税又は市民税の課税の状況が判断できる書類又は証明書</u></p>

に該当する者に限る。)

改正後

別表（第9条関係）

世帯の階層区分		徴収基準月額	加算月額
(略)			
C	A階層を除き当該年度分の市民税均等割の額のみ の課税世帯	5,400円	540円
D1	A階層、B階層及び	15,000円以下	790円
D2	C階層を除き当該年度分の市民税の	15,001円以上 21,000円以下	1,080円
D3	課税世帯であって、その市民税所得割	21,001円以上 51,000円以下	1,620円
D4	の額の区分が右の区分に該当する世	51,001円以上 87,000円以下	2,240円
D5	帯	87,001円以上 171,300円以下	3,480円
D6		171,301円以上 252,100円以下	4,940円
D7		252,101円以上 342,100円以下	6,500円
D8		342,101円以上 450,100円以下	8,240円
D9		450,101円以上	10,200円

		上 579,000円以 下	0円	円
<u>D10</u>		579,001円以 上 700,900円以 下	123,40 0円	12,340 円
<u>D11</u>		700,901円以 上 849,000円以 下	147,00 0円	14,700 円
<u>D12</u>		849,001円以 上 1,041,000 円以下	172,50 0円	17,250 円
<u>D13</u>		1,041,001 円以上 1,222,500 円以下	199,90 0円	19,990 円
<u>D14</u>		1,222,501 円以上 1,423,500 円以下	229,40 0円	22,940 円
<u>D15</u>		1,423,501 円以上	全額	左の徴収基準 月額の1割。 ただし、当該 額が26,3 00円に満た ない場合は2 6,300円

備考

1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）

第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市民税によるものとする。

3 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

4 徴収月額決定の特例

(1)及び(2) (略)

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市民税の課税の有無等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所

が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

6 及び 7 （略）

8 平成 30 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A 階層と同様の取扱いとすること。

9 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得金額の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市民税非課税として取り扱う者以外の者については、1 における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては 26 万円を、(2)に該当する場合にあつては 30 万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの

改正前

別表（第 9 条関係）

世帯の階層区分	徴収基準月	加算月額
---------	-------	------

			額	
(略)				
<u>C 1</u>	<u>A階層及びD階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯</u>	<u>均等割の額のみ 世帯(所得割の額のない世帯)</u>	<u>5,400円</u>	<u>540円</u>
<u>C 2</u>	<u>帯であって、その市民税の額の区分が右の区分に該当するもの</u>	<u>所得割の額のある世帯</u>	<u>7,900円</u>	<u>790円</u>
<u>D 1</u>	<u>A階層及びB階層を除き前年度分の</u>	<u>15,000円以下</u>	<u>10,800円</u>	<u>1,080円</u>
<u>D 2</u>	<u>所得税課税世帯であって、その所得</u>	<u>15,001円以上 40,000円以下</u>	<u>16,200円</u>	<u>1,620円</u>
<u>D 3</u>	<u>額の区分が右の区分に該当するもの</u>	<u>40,001円以上 70,000円以下</u>	<u>22,400円</u>	<u>2,240円</u>
<u>D 4</u>	<u>の</u>	<u>70,001円以上 183,000円以下</u>	<u>34,800円</u>	<u>3,480円</u>
<u>D 5</u>		<u>183,001円以上 403,000円以下</u>	<u>49,400円</u>	<u>4,940円</u>
<u>D 6</u>		<u>403,001円以上 703,000円以下</u>	<u>65,000円</u>	<u>6,500円</u>
<u>D 7</u>		<u>703,001円以上 1,078,000円以下</u>	<u>82,400円</u>	<u>8,240円</u>
<u>D 8</u>		<u>1,078,001円以上</u>	<u>102,000円</u>	<u>10,200円</u>

		円以上 1,632,000	0円	円
		円以下		
<u>D 9</u>		1,632,001	123,40	12,340
		円以上	0円	円
		2,303,000		
		円以下		
<u>D 1 0</u>		2,303,001	147,00	14,700
		円以上	0円	円
		3,117,000		
		円以下		
<u>D 1 1</u>		3,117,001	172,50	17,250
		円以上	0円	円
		4,173,000		
		円以下		
<u>D 1 2</u>		4,173,001	199,90	19,990
		円以上	0円	円
		5,334,000		
		円以下		
<u>D 1 3</u>		5,334,001	229,40	22,940
		円以上	0円	円
		6,674,000		
		円以下		
<u>D 1 4</u>		6,674,001	全額	左の徴収基 準月額の1 割。ただし、 当該額が2 6,300円 に満たない 場合は26, 300円
		円以上		

備考

1 この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD 1～D 1 4階層における「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 前年分の所得税又は当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市民税によるものとする。

4 徴収月額決定の特例

(1)及び(2) (略)

(3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額決定するものとする。

5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものとする。

6 及び 7 (略)

第3号様式を次のように改める。

世帯調書

申請者氏名					受給者氏名			
児童の属する世帯構成	世帯構成員名 (個人番号)	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先電話番号)	確定申告 の有無	市民税額	
	(申請者)							
	(受給者)	本人						
世帯外扶養義務者	<住所>							
	<住所>							
<備考欄>								

※太線の枠内のみご記入ください。

市 記 入 欄			
世帯全体の合計所得税額		階層区分	
<備考欄>			

(裏面)

<記入上の注意点>

1. 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を共にしている者をいい、この調書には本人を含めて全構成員を記入してください。
2. 確定申告をされた場合は、「確定申告の有無」欄に「有」と記入し、確定申告をされていない場合は、「無」と記入してください。
3. 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。
4. 申請後給付が終了するまでの間に記載事項に変更が生じた場合は、その旨を申請書を提出したことも保健福祉課へ届け出てください。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

養育医療給付事業 寡婦（夫）みなし適用申請書

四日市市長 殿

申請者氏名：

子の名前：

住 所：

私は、養育医療給付事業利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請致します。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】

- ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの
- ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

（注1）「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、本事業の利用日が1月から6月の場合は、前々年の所得となります。

（注2）「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

- （1）申請者・子の戸籍全部事項証明書
- （2）申請者の所得・課税証明書（四日市市で所得状況が確認できない場合のみ）

【注意事項】（申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。）

- ・四日市市が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。
- ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について、全額返還いただくこととなります。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)